

送付書		東京簡易裁判所民事第5室2係A 御中 原告訴訟代理人弁護士高平大輔 先生 (FAX : 03-3580-2663) (FAX : 03-6426-1829) 下記の事件につき、「送付書類」記載の書類を送付します。これを受領した方は、 下段「受領書」部分に記名捺印の上、当職及び裁判所宛FAX等で送付下さい。 令和7年10月3日 被告訴訟代理人 弁護士 村田 正 人  (TEL 059-226-0451 FAX 059-223-0957)	
事 件	令和7年(ハ)第27958号 建物明渡請求事件		
	原 告 株式会社レオパルス21 被 告 藤田 和夫 (次回期日：令和7年10月24日)		
送 付 書 類	☒ 答弁書 (令和7年10月3日付) 1通	※委任状は本日郵送します。	
	☐ 証拠申出書 (令和7年 月 日付) 通		
	☐ 証拠説明書 (令和7年 月 日付) 通		
	☐ 甲第 号証 通		
受領書			
東京簡易裁判所民事第5室2係A 御中 被告訴訟代理人弁護士村田正人 宛 (FAX : 03-3580-2663) (FAX : 059-223-0957) 上記書類を受領しました。 令和7年 月 日 原告訴訟代理人			

令和7年(ハ)第27958号 建物明渡請求事件
原告 株式会社レオパレス21
被告 藤田 和夫

答 弁 書

2025年(令和7年)10月3日
東京簡易裁判所民事第5室2係A 御中

被告訴訟代理人 弁護士 村 田 正 人


- 第1 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。
- との判決を求める。

- 第2 請求の原因に対する答弁
- 1 請求の原因第1項は、認める。
- 2 同第2項は、認める。
- 3 同第3項は、不知。
- 4 同第4項は、不知。
- 5 同第5項は、知らないし争う。
- 6 同第6項は、争う。
- 7 同第7項は、争う。

第3 被告の主張

被告は、石丸、松永、有本の3人から「ハチヤンネル」というフイギョアのネ
ット販売の会社を設立するので社長にしてやると騙されて、本件物件を被告名義
で賃借させられたものである。被告は、ビットコインを換金した多額の現金を出

以上

本答弁書は擬制陳述としてください。

第4 擬制陳述の申立

現在も、被告のスマホで鍵が開く状態のままかを回答されたい。

たい。

要求をされないようにしたく、そのためには、本件物件の室内の存置物を確認し閉されていないが、石丸は、被告に対する不当要求を繰り返しているので、不当も高松へ行っていった際は泊まっていた可能性がある。5月17日以降は、全く開た。被告のスマホには、本件物件の開閉の履歴が表示されており、1月27日～5月17日まで毎日開閉されており、有本が生活していた可能性があるし、石丸スマホで扉を開閉するアプリは、有本がサマとして開閉できるようにしてあった。被告のスマホには、本件物件の開閉の履歴が表示されており、1月27日～5月17日まで毎日開閉されており、有本が生活していた可能性があるし、石丸も高松へ行っていった際は泊まっていた可能性がある。5月17日以降は、全く閉されていないが、被告に対する不当要求を繰り返しているので、不当要求をされないようにしたく、そのためには、本件物件の室内の存置物を確認したい。

資金名下で騙しとられたほか、都内の物件のほか本件物件を被告名義で賃借させられた。大量のフリーギアが存置されていた都内の物件の明渡しは9月11日に完了したので、本件物件についても、速やかに明渡しをしたいと考えている。被告は、石丸に多額のクレジット債務も負担させられており、破産も視野に入れている。